

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年3月6日認可した。

令和2年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|-------------|--------------------------------|
| 香川県三郎池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上林上井地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上林下井地区 |
| 〃 | 単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）旧上井西廻り地区 |
| 高松市鬼無町土地改良区 | 単独市費補助土地改良事業（農道事業）南部北地区 |
| 高松市西植田土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東神内池西地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北天満地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ下地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中谷地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中谷上地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中原地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山地区 |
| 高松市川添土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬ノ口地区 |
| 高松市川島土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）郷地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）市ノ坪2号地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三十六地区 |
| 高松市前田土地改良区 | 単独市費補助土地改良事業（農道事業）佐古農道地区 |